

掛川市条例第59号

掛川市生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

掛川市生涯学習センター条例（平成17年掛川市条例第157号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中

15,600円	23,400円	31,200円
20,200円	30,300円	40,400円
12,000円	18,000円	24,000円
15,600円	23,400円	31,200円
2,000円	3,000円	4,000円
2,600円	3,900円	5,200円
1,100円	1,430円	1,760円
800円	1,040円	1,280円
800円	1,040円	1,280円
800円	1,040円	1,280円
1,100円	1,430円	1,760円
1,100円	1,430円	1,760円
1,100円	1,430円	1,760円
2,300円	2,990円	3,680円
1,320円	1,710円	2,110円
1,100円	1,430円	1,760円
1,100円	1,430円	1,760円
2,300円	2,990円	3,680円
1,200円	1,560円	1,920円

を

16,040円	24,060円	32,090円
20,770円	31,160円	41,550円
12,340円	18,510円	24,680円
16,040円	24,060円	32,090円
2,050円	3,080円	4,110円
2,670円	4,010円	5,340円
1,130円	1,470円	1,810円
820円	1,060円	1,310円
820円	1,060円	1,310円
820円	1,060円	1,310円
1,130円	1,470円	1,810円
1,130円	1,470円	1,810円
1,130円	1,470円	1,810円
2,360円	3,070円	3,780円
1,350円	1,750円	2,170円
1,130円	1,470円	1,810円
1,130円	1,470円	1,810円
2,360円	3,070円	3,780円
1,230円	1,600円	1,970円

に改め、同表2の表を次のように改める。

## 2 附属設備等利用料金

種類又は品名	単位	金額
ボーダーライト	1列	820円
サスペンションライト	1台	100円
フットライト	1列	410円
アッパーホリゾンライト	1列	820円
ロアーホリゾンライト	1列	820円
シーリングスポットライト	1台	100円
ピンスポットライト (クセノン 2KW)	1台	1,540円

ピンスポットライト (ハロゲン)	1 台	200円
エフェクトライト	1 台	100円
平凸スポットライト	1 台	100円
フレネルスポットライト	1 台	100円
パーライト	1 台	100円
フットスポットライト	1 台	100円
I T Oライト	1 台	100円
ソースフォーライト	1 台	100円
プリモスポットライト	1 台	100円
ミニブルートライト	1 台	100円
スタンドスポット	1 台	100円
ストリップライト (6 灯)	1 台	100円
先玉	1 台	50円
ディスクマシーン (先玉付き)	1 台	300円
スパイラルマシーン (先玉付き)	1 台	300円
スライドキャリアマスク (先玉付き)	1 台	300円
波マシーン	1 台	300円
ストロボマシーン	1 台	300円
オーロラマシーン	1 台	300円
ミラーボール楕円	1 台	300円
音響装置	1 式	1,020円
ステージスピーカー	1 台	200円
サブミキサー	1 台	1,020円
ダイナミックマイク	1 本	300円
コンデンサーマイク	1 本	300円
バウンダリーマイク	1 本	300円
エレベーターマイク	1 式	510円
ワイヤレスマイク	1 本	820円
三点吊りマイク	1 式	1,020円

レコーダー・プレーヤー (MD/カセット)	1 台	300円
CDプレーヤー	1 台	300円
音響反射板 (天板ライト含む。)	1 式	3,080円
所作台	1 式	8,220円
平台	1 台	50円
松羽目	1 式	1,020円
上敷きゴザ	1 枚	100円
地絨 (じがすり)	1 枚	1,020円
金屏風	1 双	1,020円
演壇 (ホール用・花台含む。)	1 台	300円
めくり台	1 台	100円
指揮者台	1 台	50円
緋毛氈	1 枚	100円
高座用座布団	1 枚	100円
長座布団	1 枚	100円
司会者台	1 台	100円
譜面台	1 台	50円
譜面灯	1 台	50円
ピアノ (CFⅢS)	1 台	2,050円
ピアノ (CF)	1 台	510円
電子ピアノ	1 台	360円
大太鼓	1 台	300円
ホール用35ミリ映写機 (スクリーン含む。)	1 台	5,140円
ホール用16ミリ映写機 (スクリーン含む。)	1 台	3,080円
会議室用16ミリ映写機 (スクリーン含む。)	1 台	1,540円
スライド	1 台	200円
OHP	1 台	200円
スクリーン (ホール)	1 式	1,020円
レーザーポインター	1 台	50円

携帯用ワイヤレスマイク	1 式	510円
ビデオプロジェクターセット（VHS）	1 式	1,020円
プロジェクター	1 台	820円
持込器具	1 K W	100円

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市生涯学習センター条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用許可に係る利用料金から適用し、施行日前における使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第8条第3項の規定による承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。